



(2015 年第 1 号)

2014 年 12 月 30 日

EU 新執行部の発足とその課題

～財政規律と経済回復策を巡って～

公益財団法人 国際通貨研究所
特別研究員
小林 敏雄

kobayashi_toshio@iima.or.jp

[目次]

はじめに

1. 欧州議会選挙と EU 新執行部の発足
 - (1) 欧州議会選挙の結果
 - (2) EU 新執行部の発足
2. EU 新執行部の経済課題
 - (1) EU の経済状況
 - (2) 財政規律重視か経済回復重視か (2015 年予算案への対応を巡って)
 - (3) ユンカー委員長の投資計画
3. 経済政策を巡る議論は EU 統合を進めるか？

参考資料 1 欧州議会選挙の結果

参考資料 2 新 EU 委員会委員

参考資料 3 財政規律強化の経緯

参考資料 4 EU の今後 5 年間の優先課題

はじめに

2014年5月に行われた欧州議会選挙は、事前予想通り、欧州連合（EU）懐疑派、極左及び極右が得票を伸ばした。しかし、議席を減らしたとはいえ、欧州議会の主要会派である中道右派、中道左派、およびリベラルの3会派は議会の過半数を占め、欧州議会の大きな枠組みを変えるまでには至らなかった。他方、EU懐疑派や極右、極左の各国における伸長は、それぞれの国内政局に影響を与えることが予想されており、これが引いてはEUレベルでの議論に反映されざるを得ないことが危惧されている。

欧州議会選挙後、EU委員長をはじめとする新たなEU執行部の人選が行われた。今回の欧州議会選挙では、議会主要グループが委員長候補を立てて選挙を戦い、第一党となった中道右派欧州人民党（EPP）のユンカー元ルクセンブルク首相が、若干の紆余曲折はあったものの、委員長に選ばれた。その後、他の27人のEU委員が選任され、2014年11月1日、新執行部が発足した。

EU新体制は様々な課題を抱えてスタートすることになった。第一は、経済の活性化である。ユーロ危機後のEU経済は、低成長、低インフレ、さらには高い失業率という課題に現在なお直面している。これが欧州議会選挙でも示されたようにEUに対する市民の信頼の低下、EU懐疑派や極左、極右の台頭を示す下地となったことは明らかである。これまで、EU経済をけん引してきたドイツでさえ直近では経済成長率に陰りが見えており、ユーロ危機に見舞われた南欧、周縁国ばかりでなくEU全体として経済の活性化がおおきな課題となっている。

第二に、地政学的リスクへの対応である。ウクライナ情勢は依然不安定であり、ロシアは、その経済状況の悪化にもかかわらず、ウクライナに加え旧ソ連圏の東欧諸国への外交攻勢を強めており、これへの対応が必要となっている。

第三に、英国のEU離脱問題も今後のEUにおける厄介な問題となってきている。移民問題をはじめとする英国の主張は、その内容によっては条約改正につながりかねず、EUの政治資源の多くを割かざるを得ない可能性がある。さらに、2015年5月に予定されている英国総選挙で保守党が勝利し、その公約通りEU離脱の是非を問う国民投票が2017年に実施され、仮にEU離脱となれば、EUはその発足以来、かつてない問題への対応を迫られることになる。

第四に、スコットランドの独立を巡る動きは、スコットランドの住民投票で否決されたにもかかわらず、スペインのカタルニアなどでの地域主義の動きを活発化させている。これらは一義的にはそれぞれの国内政治の問題であるが、その動向によっては、主権国家を主体とするEUの体制にも影響を及ぼさざるを得ないリスクを抱えている。

本稿では、これらのうち、ユンカー委員長が最大かつ喫緊の課題と指摘している EU 経済の活性化を巡る議論、なかんずく、フランスとイタリアの 2015 年予算案を巡って経済成長か財政緊縮路線の堅持かについての議論の動向につき現状を取りまとめた。また、EU 経済活性化のためには需要創出が必要であるとの観点からユンカー委員長が提案している 3150 億ユーロの投資計画について紹介する。

1. 欧州議会選挙と EU 新執行部の発足

(1) 欧州議会選挙の結果

2014年5月に行われた欧州議会選挙は、事前予想通り、EU委員会のあるブリュッセルの官僚主義への反感、緊縮政策や移民問題への不満、既成政党離れの流れに乗ってEU懐疑派、極左及び極右が得票を伸ばした。フランスでは反EU、反移民を掲げた国民戦線(FN: Front National)、英国ではEU離脱を主張する英国独立党(UKIP)、ギリシャではトロイカ(EU、ECB、IMF)による債務危機後の緊縮政策に反対する急進左派連合のSyryza (Coalition of the Radical Left)、デンマークでも反移民の極右政党デンマーク人民党が第一党になった。

ただし、議席を減らしたとはいえ、欧州議会の主要会派である中道右派、中道左派、およびリベラルの3会派は議会の過半数を占め、欧州議会の大きな枠組みを変えるまでには至らなかった。(参考資料1「欧州議会選挙の結果」参照)

選挙後の焦点は、新しいEU委員会委員長をはじめとする新しい執行部の人選に移った。

(2) EU 新執行部の発足

(ア) EU 委員長の選出

今回の欧州議会選挙では、主要会派が初めて次期EU委員長候補を立てて選挙を戦ったことから、議会第一党を維持したEPP(中道右派)の委員長候補であったユンカー元ルクセンブルク首相兼蔵相¹が、各国から委員長として支持されるかが焦点となった²。

これに対し、英国キャメロン首相は、ユンカーを古典的な連邦主義者とみなし、また、委員長を最終的に指名するのは欧州理事会(EU首脳会議)の権限であると、彼の委員長就任に強く反対した。メルケル首相も、「EPPは欧州議会第一党だが過半数を得てなく、ユンカー候補を最有力候補としつつ他の候補を排除しないで幅広く議論する必要がある」とユンカーが当然に委員長になるのではないとの姿勢を示し、当初の混迷を招いた。

しかし、最終的には、2014年6月27日の欧州理事会において、メルケル首相もユン

¹ ユンカーはルクセンブルク出身で、1984年労働大臣、1989年財務大臣、1995年首相となる。ユーロ圏蔵相の集まりであるユーログループの議長も長く務める。

² EU委員長の選任は、欧州議会の承認が必要。EU条約は、委員長選出にあたって欧州議会の選挙結果を考慮する必要があるとなっているが、EU首脳に欧州議会の会派の候補者以外の候補者を選択する権利を与えている。

カーを支持し、英国の反対を押し切って圧倒的多数でユンカーを次期 EU 委員長に指名した。キャメロン首相に同調したのはハンガリーのオルバン首相のみで、同調を期待していた北欧諸国もユンカーを支持し 26 対 2 の票差であった。英国が EU の中で孤立を深める結果となった。

欧州理事会は EU 条約に従いユンカーを欧州議会に提案し、7 月 15 日、欧州議会は 422 票の過半数をもってユンカーを次期委員長に選出した。

(イ) 委員長以外の重要ポスト、EU 委員の選出

EU 委員長の選出を受けて、新 EU 執行部の選出が始まった。ここでは、これまでと同様、国別配分、各会派別配分、女性枠の確保などの政治的駆け引きが行われた。

まず、8 月 30 日の EU 首脳会議で、次期欧州理事会常任議長（EU 大統領、2009 年に新設。任期は 2014 年 12 月から 2017 年 5 月末までの 2 年半。前任の初代ファンロンパイ氏は 2 期 5 年務めた）に、ウクライナ問題で対ロシア強硬派として知られるポーランドのトゥスク首相、次期外交安全保障上級代表にイタリアのモゲリーニ外相（他の EU 委員と同様 2014 年 11 月から 2019 年 10 月末までの 5 年間）を選出した。

キャメロン首相は当初トゥスクの EU 大統領就任に反対していたが、ユンカー委員長選出時に孤立した経験を踏まえ方針を転換し最終的には支持にまわり、これにより英国は再度の孤立を免れた。トゥスク次期大統領も移民による社会保障制度の悪用問題を含め英国の懸念に配慮する考えを示し、条約再交渉についても支援するとエールを送るが、EU の基本原則である「人の移動の自由」については堅持するとしており、どこまで英国の立場を擁護するかは未知数である。なお、トゥスク次期大統領は非ユーロ圏出身であるが、ユーロ圏首脳会議議長としても選出され（任期は同じ）、ユーロ圏と非ユーロ圏との橋渡し役にも意欲を見せた。2004 年に新規加盟した中東欧諸国からの EU 要職への選出は初めてである。

モゲリーニ外相は、経験不足ではないかとの意見が強く出たが、レンツィ首相が強く推し、南欧代表の意味合いがあると言われている。

これらの決定を踏まえ、9 月 10 日、ユンカー次期委員長は次期 EU 委員候補者とその担当名簿を欧州議会に提出した³。

³ EU 委員は、次期委員長を含め EU28 カ国から 1 名ずつの委員が選出される。次期委員長となったユンカーは、各国から提出された委員候補をインタビューした後、9 月 5 日に欧州理事会の合意を得たうえで、担当分野を含めた委員候補者リストを欧州議会に提出した。

欧州議会では、すでに承認しているユンカー委員長を除く 27 人の候補者に対して、提案された委員リストを承認するか否かの聴聞を実施し、10月22日、一部差し替えられた委員リストを圧倒的多数で承認した（賛成 423、反対 209、棄権 67）。翌 23 日欧州理事会は新 EU 委員を任命し 2014 年 11 月 1 日から新執行部が発足（任期は 5 年）することになった。

BOX1 委員長選出及び各委員の承認手続を巡り欧州議会の影響力増大

(i) 委員長選出において、多少の紆余曲折があったが、欧州議会選挙で第一党となった EPP の候補者ユンカーが選出された。今後もこれが慣例となれば、欧州議会選挙が委員長を選ぶ場となり、欧州議会の影響力の強化につながると見られている。（キャメロン首相が懸念した点）欧州議会において、ユンカー次期委員長から提出された委員候補リストに対し、7 日間にわたる聴聞が行われ、この結果、スロベニアの当初候補者（前首相）は差し替えられた。欧州議会は委員会全体を拒否する権限しかないが、これまでも一人あるいは二人の委員候補を差し替えに追い込んでいる。今回もスロベニアの委員候補が犠牲となり（首相時代に自ら指名したと批判された）、その差し替えと担当変更が行われた。他にも問題ある議員がいたが、党派的な考慮、政治の論理で承認されたとされる。一般市民からは分かりにくい結論との印象が残ったとの批判もある。

(ii) なお、聴聞において、デンマークのヴェスタエアー（競争政策担当）は、前委員会の方針とは異なり、米国との FTA 交渉において、Investor-state dispute settlement (ISDS、仲裁条項) は各国国内裁判所を回避するものと批判し、投資家保護条項は除外される可能性を示唆した。仲裁条項には欧州議会が反対しているが、除外されると、投資が FTA に含まれない可能性がある。ユンカー委員長も、議会で（10月22日の委員承認投票の直前）、EU 各国の裁判権が制限されることには反対、と表明した。欧州議会には貿易協定の承認権があることを配慮したものと憶測されている⁴。

⁴ EU の新しい基本条約「リスボン条約」(2009 年発効) で欧州議会の権限は強化され、自由貿易協定 (FTA) など第三国との国際協定にも承認権を持つようになっている。右翼や EU 懐疑派は「自国産業を脅かす」として、第三国との自由貿易協定には批判的であり、こうした勢力が欧州議会で台頭することで米国との環大西洋貿易投資協定 (TTIP) や日欧の経済連携協定 (EPA) の交渉にも影響が出かねない、との危惧がある。ブリュッセルのシンクタンク エグモント研究所のステイン・ベルエルスト研究員は「EU 懐疑派から『既存政党は同じ』と非難されないように、中道政党が EU の統合を妨げるような主張に引っ張られる可能性がある」と懸念する。なお、国連によると、仲裁条項は数百とあり、EU の企業が多く活用（対発展途上国）している。

(ウ) EU 新委員会の特色と評価 (参考資料 2 「新 EU 委員会委員」 参照)

新委員の多くが首相やユーロ危機の際に議論をリードした閣僚経験者で、最重要課題の経済再生に向けた重厚な布陣となったというのが、一般的評価である。EU の事情に通じたユンカー新委員長の特徴が現れたと見られている。

具体的には、第一に、委員会の構造改革を行い、7人の副委員長に各委員をそれぞれの担当分野に従って監督させる仕組みを導入した。特に、第1副委員長を新設し、オランダのティーマーマンス前外相がユンカー委員長の右腕として、広範な領域での指導力を期待されている。「より有効な規制」担当として、批判の多い EU 委員会の過度の規制への目付役としての効果も狙っていると見られている。この他の副委員長には、フィンランド前首相のカタイネン(雇用・成長・投資・競争政策担当)、ブルガリア出身前欧州委員のゲオルギエヴァ(予算・人事担当)、ラトビア前首相のドムブロフスキス(共通通貨ユーロ・社会対話担当)、スロバキア出身前副委員長のシェフチョビチ(エネルギー同盟担当)などが就任した。

第二に、いくつかの重要ポストは東欧の委員に与え、大国とのバランスを取ったことが指摘される。EU 大統領にポーランド出身のトゥスク氏が選出されたのに加え、副委員長7人のうち4人は東欧出身である。また、域内市場担当にはポーランドのビェンコフスカ(前地域開発相、中道右派)が就任した。ウクライナ問題の泥沼化、長期化を踏まえ、東欧諸国を EU 内で重視する考えが働いたものとみられる。

第三に、重要な経済関係担当委員には、スウェーデンのマルムストロム(通商担当)、デンマークのヴェスタエアー(競争政策担当)と改革派の人材を充てた。

第四に、重要ポストで今後本国との関係でその手腕が焦点となる人事として、経済金融担当にフランスのモスコビシ前財務相、金融サービス・資本市場担当としてユーロ圏ではない英国のヒルが就任したことである。まずモスコビシ委員については、メルケル首相の反対にもかかわらずオランダ大統領の強い推薦を受けた結果であるが、早々に「対 GDP 比 3%以内」の財政赤字目標の緩和を認めるか否かが焦点となっているフランスの 2015 年予算案に対する判断を下す立場となり(下記 2 参照)、どのような対応をするか注目を集めている。ただし、カタイネン副委員長(蔵相として金融危機の初期に緊縮政策を主導)、ラトビアで緊縮政策を遂行して経済を回復させたユーロ担当のドムブロフスキス副委員長に監督を受ける体制となっており、モスコビシ委員の権限は制約されるとの見方もある。英国のヒルが担当する金融サービス分野は、シティーにとって重要な関心ポストであり、ユンカー委員長からキャメロン首相へのオリーブブランチ(和解の印)と見られているが、他方、シティーの利益を守るため英国の言いなりにな

ったのでは孤立する可能性がある。EU 委員として EU の資本市場の深化発展にいか
に貢献するのが注目されている。なお、彼も、またもカタイネン、ドムブロフスキス両副
委員長の下に置かれている。

第五に、女性の登用では、当初、現状の 9 人を下回る可能性もあったが、ユンカー委
員長が女性委員に重要役職を優先的に割り振る方針を加盟国に提示するなど調整し 9
人を維持した。

第六に、今や EU の盟主となったドイツへのポスト配分をみると、欧州議会の議長に
シュルツ（社会民主党、SPD 出身）が留任したものの、ドイツ出身のエッティンガー
EU 委員は、今後重要な分野とみなされているデジタル経済社会担当ではあるが、他の
ポストに比べ軽いとの評価である。また、エストニアのアンシプ副委員長の下に立つ仕
組みとなっている。これをどう評価するか。2014 年 9 月 13 日付英エコノミスト誌が興
味ある分析をしているので、BOX2 を参照願いたい。

BOX2 新 EU 執行部におけるドイツの影響力に関する英エコノミスト誌の分析

ドイツの影響力は目立たない形でもぐりこんでいる。経済担当のモスコビシ委員は、
二人の財政緊縮派の副委員長に監督される。通商、競争政策担当には北欧のリベラル派
が就任する。ポーランドの前首相で欧州大統領になるトゥスクは、ウクライナ問題での
メルケルの同盟者である。

EU 委員レベルでは目立たないが、政策決定に大きな影響力を持つポストは確保して
いる。例えば、最近権限を増大している欧州議会の幹事長（Secretary General）には、
Klaus Welle、ユンカーの官房長には Martin Semayr とドイツキリスト教民主同盟（CDU）
出身者を充て、その他の EU 委員の官房にも CDU あるいはそれに近い人物が送り込ま
れると見込まれている。

2. EU 新執行部の経済課題

(1) EU の経済状況

EU 経済はユーロ危機後の一時の混乱を乗り越え、回復の兆しが見えていたが、2014年後半になり再び経済の減速傾向が懸念される状況となっている。

EU 委員会が発表した秋季経済見通し（下表参照）によると、ユーロ圏の経済成長率は2013年のマイナスから2014年はプラスに回復するもののその足取りは重く、2015年も若干の改善に止まる見通しとなっている。ユーロ圏経済をけん引してきたドイツの経済成長率は2015年にはむしろ減速する見通しとなっている。イタリアは、2013年に続き2014年もマイナス成長であり2015年にかろうじてプラスに転じる。フランスもマイナス成長には陥らないものの低成長が続く。他方、ユーロ危機により金融支援を受けた各国はいずれも順調な回復を示している。インフレ率をみると、2014年及び2015年は1%を下回り欧州中央銀行（ECB）が目標としている2%を大幅に下回る見通しである。ギリシャ、スペインなどでは2014年もマイナスとなる見込みである。失業率は、依然2ケタの高い水準が続く見通しであり、ギリシャ、スペインでは20%半ば前後と高い水準である。フランスやイタリアも10%を超える失業率で改善の傾向は見通せていない。

ユーロ圏経済は、米国や日本との比較において、そのパフォーマンスはかなり下回っており、その低迷は主要経済圏の中で最大になっていると言われるのを裏付ける見通しとなっている。

EU 委員会の2014年秋季経済見通し（2014年11月）

地域・国	実質 GDP			インフレ率			失業率		
	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年
ドイツ	0.1	1.3	1.1	1.6	0.9	1.2	5.3	5.1	5.1
フランス	0.3	0.3	0.7	1.0	0.6	0.7	10.3	10.4	10.4
イタリア	-1.9	-0.4	0.6	1.3	0.2	0.5	12.2	12.6	12.6
オランダ	-0.7	0.9	1.4	2.6	0.4	0.8	6.7	6.9	6.8
アイルランド	0.2	4.6	3.6	0.5	0.4	0.9	13.1	11.1	9.6
ギリシャ	-3.3	0.6	2.9	-0.9	-1.0	0.3	27.5	26.8	25.0
スペイン	-1.2	1.2	1.7	1.5	-0.1	0.5	26.1	24.8	23.5
キプロス	-5.4	-2.8	0.4	0.4	-0.2	0.7	15.9	16.2	15.8
ポルトガル	-1.4	0.9	1.3	0.4	0.0	0.6	16.4	14.5	13.6

ユーロ圏合計	-0.5	0.8	1.1	1.4	0.5	0.8	11.9	11.6	11.5
スウェーデン	1.5	2.0	2.4	0.4	0.2	1.2	8.0	7.9	7.8
英国	1.7	3.1	2.7	2.6	1.5	1.6	7.5	6.2	5.7
EU 合計	0.0	1.3	1.5	1.5	0.6	1.0	10.8	10.3	10.0
USA	2.2	2.2	3.1	1.5	1.8	2.0	7.4	6.3	5.8
日本	1.5	1.1	1.0	0.4	2.8	1.6	4.0	3.8	3.8
中国	7.6	7.3	7.1	2.6	2.4	2.4	—	—	—
世界	3.1	3.3	3.8	—	—	—	—	—	—

(資料) 1. EU 委員会の HP より抜粋。ユーロ圏 (19 カ国) については主要 4 カ国および金融支援を受けた 5 カ国を個別に記載し、EU 合計 (28 カ国) ではユーロ非加盟国のうち 2 カ国を記載。

2. ユーロ圏インフレ率は、Harmonized Index of Consumer Prices (HICP) である。

BOX3 金融支援を受けた国の経済状況

ユーロ危機後に金融支援を受けた 5 カ国 (アイルランド、ギリシャ、ポルトガル、キプロス、及び金融セクターへの支援を受けたスペイン。ギリシャ、キプロス以外の国は支援を終了) の経済状況は、GDP の回復に見られるように着実に改善しているが、依然として失業率は高く、改革疲れを指摘する向きも多い。一部の国では国民の不満が高まり国内政治の不安定要因にもなっている。例として、スペインとギリシャの現状につき見てみる。

(i) スペイン

スペインの実質 GDP は、2013 年の-1.2%から 2014 年は 1.2%、2015 年は 1.7%と急速に回復が見込まれている。失業率は 20%台半ばと高率ながら毎年 2%程度の改善が見通されている。しかし、若者 (15-24 歳) の失業率は 2014 年 8 月時点で 53.7%と異常に高く、EU28 カ国の平均 21.6%と比べても倍以上ある。貧困、格差、ワーキングプアの問題は依然深刻であると言われている。例えば、公的食糧支援を受ける人数はこの 5 年間で 78 万人から 150 万に倍増し、なお増加し続けている。失業手当の支給期限は 2 年間だが、すでに 2 年以上の失業者は 240 万人おり、彼らは慈善団体の援助しか頼るものがないと言われている。

欧州議会選挙では、結成されたばかりの Podemos が 8%の得票を集め、既成政治に飽き足らない層の支持を集め注目されたが、その後も支持者を増やし、2014 年 11 月末の調査では、与党国民党 (Popular Party)、野党の社会党に並ぶ支持率を得ている。金融危

機とその後の緊縮政策による弱者の困窮、既成政党への不信、度重なる政権の汚職疑惑により、現在のシステム自体への信頼の欠如がこの背景にあると言われている。

(ii) ギリシャ

サマラス首相の下で、プライマリーバランスが黒字化する（2014年はGDPの2%）など一部のマクロ経済指標は改善しているが、構造改革は道半ばであり、税金逃れもなお課題として指摘され、労働市場の改革も遅れがちである。この一方、若年層の失業はスペイン同様2014年8月で51.5%と高率となっており、国民の改革疲れは強まっている。このような中、緊縮政策に反対する野党急進左派連合 Syriza への支持が上昇しており、サマラス首相は国内で評判の悪いトロイカ（EU、ECB、国際通貨基金（IMF））のレビューを終わらせ、4年に及ぶ救済プログラムからの卒業を強く希望し、ギリシャの2014年末における卒業問題が課題となった⁵。

しかし、2014年12月8日のユーログループ（ユーロ圏財務相会議）は、EUとしては最終となる資金供与の前提となる第5次レビューが終了するまでにはなお時間がかかるとして、金融支援を2015年2月まで「技術的に延長する」ことで合意した。なお、11月6日のユーログループで検討された予防的信用枠（ECCL：Enhanced Conditions Credit Line、European Stability Mechanismによる）の設定については、ギリシャの要請があれば、好意的に検討する方針が確認された⁶。

ユーログループの判断が出た11月8日、サマラス首相は、2015年2月15日に予定していた新大統領の選出手続き開始を2014年12月に前倒しするよう議会に求めた。トロイカのマクロ経済調整プログラムを2014年末までには終了できなかったが、2015年2月にはEUのマクロ経済調整プログラムが終わることに対し、議会の信任を得る目的があるとされている。大統領が議会で選出されないと総選挙となるが、サマラス首相は、一方でトロイカに対してレビューの条件（2015年予算で想定される25億ユーロの資金不足を埋めるため付加価値税の再引き上げ、年金のさらなる削減などを求めている）の緩和を期待し、他方で総選挙になった場合のリスクを覚悟する政治的な賭けに出たと見られている⁷。

⁵ 2014年末に欧州連合（EU）の金融支援は終了するが、IMFのプログラムは2016年3月まで継続（120億ユーロの資金援助を含め）する。ギリシャはIMF支援についても前倒しでの終了を検討していた。

⁶ 2014年10月初め、サマラス首相はアイルランド、ポルトガルと同じ2014年末までにクリーンな卒業をするとの意向を示したが、市場の不安感を招き長期国債の金利は9%を超えた。市場の反応を受けサマラス首相は、貸付プログラムが終了する際、2015年予算での歳入不足を埋めるための市場での資金調達に際し投資家に安心感を与えるため、EUの予備的信用枠を受け入れるとの方針を示している。

⁷ 大統領は国会議員の選挙で選出される。現大統領のパプリアス氏は2005年3月に就任し現在2期目で3

結局、12月29日の第3回目の投票でも大統領は選出できず（第1回、第2回の投票では200票の獲得が必要であったのに対し、第3回投票では180票でよかったが168票しか獲得できなかった）、サマラス首相は議会を解散し2015年1月25日に総選挙を実施することを決めた（現在の議会は2012年6月の総選挙で選ばれており、任期は4年なので2016年6月までに選挙を行えばよかった）。世論調査では、急進左派連合 Syriza が支持を伸ばしており、連立与党の中心であるサマラス首相の新民主主義党（New Democracy party）の25%に対し、Syriza は28.3%とリードしている（ただし、ここ数日、政治経済の混乱を不安視する国民が増加し、この差は徐々に縮まっている）。

Syriza のツイプラス党首は当初の扇動的な言動から現実的なスタンスへ変わりつつあると伝えられており、仮に Syriza を中心とする連立内閣が樹立されてもすぐにトロイカと決別することにはならないのではないかとの推測もあるが、Syriza は最低賃金の危機前の水準への引き上げ、失業率改善のため公務員の雇用増大を掲げており、これらはトロイカの金融支援条件とは相いれない。さらに、Syriza 内の強硬派は金融支援合意の破棄、構造改革政策の廃止、ギリシャの公的債務（GDP の174%）の相当部分の切り捨てを主張しており、早くも EU 委員会のモスコビシ経済担当委員あるいはドイツのショイブレ財務相から牽制のコメントが投げかけられている。

なお、総選挙で Syriza が第一党になったとしても他党と連立を組むことが必要だと見られており、それが不調の場合にはサマラスがふたたび政権を担う可能性があるとの見方もある。また、連立政権交渉がとん挫し、前回2012年5月の総選挙後6月に再選挙となった事態の再現になると、ギリシャ政局は当面混乱が長引くことも予想され、マーケットの不確実性が増大する危険がある⁸。

欧州中央銀行（ECB）は、ドラギ総裁の「ユーロ危機に対しあらゆる手段をとる」との発言（2012年7月）、国債購入プログラム（OMT：Outright monetary Transaction）の

選はできない。ギリシャの大統領は名誉職とされ、これまでその選出が政治問題することはなかった。サマラス首相は、大統領の与党候補としてディマス元 EU 委員を指名した。大統領選の前倒し発表を受けて、2014年12月9日のアテネ株式市場は1987年以来一日にしては最大の急落（12.8%）となり、10年国債金利は74bp上昇し8.09%となった。市場では今後の政局混乱を不安視した。

⁸ 大統領選出ができなかったことを受けて、2014年12月29日のアテネの株式市場は一時11%の下落、10年国債利回りも9.8%を付け、マーケットの不安が顕在化した。ギリシャの債券市場の悪化は、スペイン、ポルトガルへも波及し安全資産としてのドイツ国債への資金流入が見られた。ただ、ユーロ圏全体としては、大きな混乱は生じなかった。当面はギリシャに限定した混乱は予想されるものの、2009年当時と違い、ユーロ圏ではその後危機伝播への対応策が充実にきており、ユーロ危機の再来に直ちに結びつくことはないのではないかとの見方が多いようである。ただし、ギリシャにおける政局の混乱が、反ユーロ・反既成政党への支持の動き強まっている他国に波及することも予想され、ギリシャにおける総選挙後の新政権の緊縮政策に対する考えと、ユーロ圏の対応が焦点となってくる。

公表（2012年9月、現在まで発動はされていない）などの確固たる姿勢によりユーロ問題が一時の危機的状況から脱却し小康状態を取り戻した以降も金融緩和姿勢を継続している。直近でも、インフレ率の低下傾向と融資の伸び悩みに対処するため2014年6月、9月と二度にわたり金融緩和措置を発動し、政策金利の引き下げ、貸出条件付長期資金供給オペ（TLTRO：targeted longer-term refinancing operation、実体経済への融資を促進することを目的に、資金供給目的を限定し超低金利で期間4年の資金を銀行に貸し出す）の導入、カバードボンドやABS（Asset Back Security）の買い取りなどを打ち出した。しかし、経済回復の見通しが芳しくない中⁹、本格的な量的緩和策である国債の買い取りが議論となっているが、流動性の供給がどの程度実体経済に効果があるか明確でない、量的緩和は時間を稼ぐ手段であり本来の経済構造改革が重要、リスクの高い国の国債を買えばECBの信用を損なうといった議論も根強く、ドラギ総裁が希望していると言われる2015年初めの導入はなお流動的である。

BOX4 ドイツ経済の状況

ユーロ圏を牽引してきたドイツ経済に減速傾向が見えているなか、また、他のユーロ圏の国からは「数カ国が公共投資を増やす財政余力を持つ。（域内）最大の経済大国でもある、ある国にはそうした可能性があり、実行してくれるものと期待している」（ユーロ圏財務相会合のダイセルブルーム議長）との声が強まっているなか、ショイブレ財務相は2014年11月初の会見で「政治リスクが悪化しない限り、（景気は）最近弱含んでいるが、成長軌道を維持できる」と強気の姿勢を示し、下方修正した2015年の税収見通しの下でも連邦財政を均衡化させる目標を堅持した。他方、3年間100億ユーロ規模の追加公共投資を行うと表明したが（GDP年当たり0.1%相当の額）、この投資計画の実行は2016年以降とされており直面する経済回復の対応には間に合わず、規模も他のユーロ圏の国やIMFなどの国際機関が求めてきた水準からは大きく下回るものであった¹⁰。

11月25日に発表された第3四半期のドイツの国内総生産（GDP、改定値）は前年同期比プラス1.2%（第1四半期の2.3%、第2四半期の1.4%より低下）だったが、ショ

⁹ 2014年12月4日の理事会で、ECBは、ユーロ圏の経済見通しを実質GDP2014年0.8%（9月時点は0.9%）、2015年1.0%（同1.6%）、消費者物価上昇率を2014年0.5%（同0.6%）、2015年0.7%（同1.1%）と下方修正し、EU委員会同様厳しい見方をしている。なお、2014年12月、ドイツ連銀はドイツ経済の経済見通しをEU委員会とほぼ同様の下方修正をしたが、その際、バイトマン独連邦銀行総裁（ECB理事）は、ECBの金融政策に関し、米国や日本の中央銀行が採用した政策を中央政府を持たないユーロ圏で行うことは適当でないとし、その量的緩和策の採用に慎重姿勢を崩していない。

¹⁰ フランスは、ドイツに3年間で500億ユーロの投資が必要と主張していた。

イブレ財務相は「リセッションではない。以前ほど良好な経済成長ではないものの、潜在成長率に近い水準は維持している」と述べ、また、ドイツは研究開発（R&D）に多額の投資をしていると指摘し、有形インフラへの投資ばかり重視するのは筋が通らないと、100億ユーロの投資計画への批判に反論している。

ユーロ圏における低成長、低インフレ、高失業といった経済状況に対し、いかに経済回復を図るかが EU 新執行部の最大の課題となっている。

このような中、当面の具体的課題として浮上している、①ユーロ危機を踏まえて強化されたいわゆる新財政協定の下での予算案作成に関し、財政ルールの緩和を求めるフランス及びイタリアへの対応、また、②需要創出策としてユンカー新委員長が提案している3000億ユーロを超える投資計画につき以下取りまとめた。

（2）財政規律重視か経済回復重視かの議論（2015年予算案への対応を巡って）

ユーロ危機後の財政規律を重視した政策から成長を重視した政策に重点を変えるべきではないかとの意見が、フランス、イタリアなどから強まっている。

この経済政策の方向を巡る議論は、強化された新たな財政協定によりユーロ圏各国から2014年10月中旬に提出された2015年予算案（マクロ経済調整計画が実施されているギリシャ、キプロスを除く16カ国が提出）に対するEU委員会との協議において、フランス、イタリアの予算案が財政ルールを遵守していないのではないかという形で具体的な問題となった。（EUなかんづくユーロ参加国に適用される財政ルールの内容とその強化の過程については、下記のBOX5及び参考資料3を参照）

BOX5 改正強化された財政協定

ユーロ導入を控えた1997年6月のアムステルダムEU首脳会議で、EUの財政規律確保を目的としたガバナンス規定である「安定・成長協定（SGP: Stability and Growth Pact）、いわゆる財政協定」が採択された。しかしこれは十分機能せず、ユーロ危機の経験を踏まえ数度の強化が行われた。現在の改正された財政協定（SGP）は、EU加盟国すべてを対象とするルールとユーロ参加国のみを対象とするルール、財政規律を主たる対象とするものと経済全体の不均衡を問題とするものが混在しており、かなり複雑なものとなっている。

EU委員会の資料により整理すると、現在のEUガバナンス制度には以下の3つの側面がある。

(i) Monitoring

「マクロ経済不均衡是正手続 (MIP : Macroeconomic Imbalance Procedure)」により、まず、EU 経済全体の分析を踏まえた今後の重点政策課題を設定し、これとともに各国経済の経済状況を調査し不均衡を指摘する段階がある。経常収支、対外純資産など対外不均衡と競争力に関する指標、一般政府債務、失業率、金融部門負債など対内不均衡の指標 (スコアボードといわれる) を使って、潜在的な不均衡が存在する国があるか否かを判定し (AMR : Alert Mechanism Report、年末)、これに基づき当該国に対し In-Depth Review が実施される (翌年春)¹¹。

2014 年 11 月 28 日に公表された 2015 年に向けた AMR では、EU 加盟国 28 カ国のうち 16 カ国に不均衡のリスクがあり、その是正の必要性があると指摘されている。2014 年 5 月の対象国 (脚注 12 参照) からは、デンマーク、ルクセンブルク、マルタが除外され、新たにポルトガル、ルーマニアが追加されている。(ポルトガルは、前年までトロイカのマクロ調整プログラムの下にあったので除外されていた。ギリシャ、キプロスはなおプログラムの下にあるので対象外となっている。)

(ii) Prevention

EU 各国は、SGP の下で、財政の健全化にコミットしており、各国は長期的な予算及び公的債務残高の持続可能性を図る「中期財政目標 (MTO : Medium term Objective)」を設定する。これを実施する予算措置として、ユーロ参加国は Stability Programmes、他の EU 加盟国は Convergence programmes を作成し、経済成長及び雇用増進のための構造改革政策として行う National Reform Programmes を 4 月に EU 委員会に提出する。委員会はこれを精査し、また各国と議論し、具体的な政策提言を行い、各国はそれを国内政策に反映させる。さらにユーロ参加国は、秋に翌年の予算案を EU 委員会及びユーロ各国に提示し、仮にこの予算案が重大なリスクをもたらすと EU 委員会に判断された場合には、再提出を求められる¹²。

(iii) Correction

財政協定では、財政収支が GDP の 3% を超える過度の赤字国、または、債務残高が GDP の 60% を超えかつ十分なペースでその削減ができない国に対し「過度の財政赤字是正手続 (EDP : Excessive Deficit Procedure)」が用意されており、EDP が適用されて

¹¹ 2014 年 5 月には、ベルギー、ブルガリア、ドイツ、デンマーク、アイルランド、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、ハンガリー、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、英国の 17 カ国が in-depth review の対象となっている。このうち、クロアチア、イタリア、スロベニアは「過度の不均衡」があると指摘されている。

¹² 2015 年予算案では、フランスとイタリアの予算につき議論となった。

いる国は、過度の赤字あるいは公的債務を安全なレベルまで削減する目標にコミットする。仮にユーロ圏の国が、このコミットに反し、継続的に必要な政策をとらなかった場合には、まず勧告を受け、それでも政策が不十分な場合には制裁が科される。制裁には、GDPの0.2%に相当する罰金、さらには、EUの「結束基金 (cohesion fund)」からの補助金の保留がある¹³。

EDPとは別に、MIPにおける過度の不均衡にある国（例えば、過度な持続的な貿易赤字あるいは黒字を抱え、他の加盟国に脅威となっていると認められた国）は、明確な期限とロードマップを備えた是正計画を提出する必要があるが、この過度の不均衡是正措置をとらなかった国には、GDPの0.1%の罰金が課されるが、まだこの手続きは導入されていない。2013年にはスペインとスロベニアが、2014年にはイタリア、クロアチア、スロベニアが「過度の不均衡」があるとされたが、EU委員会は理事会に対する正式な改善提案は行わなかった。ただ、代わりに委員会はMIPの枠組みにおける特別かつ詳細な政策実施過程のモニターを行った。

(ア) フランスの予算案

フランスは（ユーロ圏第二の経済）、2008年予算から財政収支が3%以上の赤字となっており、2009年4月には過度の財政赤字是正手続き（EDP）の対象国となっている。当初2013年予算となっていた是正期限を2年間猶予し2015年に是正することが認められた。その際、約束した必要な構造改革努力を十分行っていないとして「勧告」を受けている状況にあった。このような中、フランス政府が提出した2014年予算見通し、2015年予算案は、欧州の弱い成長、低インフレが原因として、それぞれ4.4%、4.3%の財政赤字となり、3%以下となるのは2年後の2017年（2.8%）になるというものであった。構造的赤字（景気循環あるいは一時的要因を除いた財政赤字）についても、EU委員会は2015年予算につき0.8%の削減を求めていたが、0.2%の改善しか示さなかった¹⁴。

¹³ EDPの対象国は、2011年には24カ国を数えたが、2014年6月には17カ国に減少し、11月にはクロアチア、マルタ、キプロス、ポルトガル、スロベニア、ポーランド、フランス、アイルランド、ギリシャ、スペイン、英国の11カ国まで縮小している。クロアチア、ポーランド、英国以外の8カ国がユーロ圏の国々であり、さらにこのうち、キプロス、ギリシャの2カ国はトロイカの支援国、ポルトガル、アイルランド、スペインは金融支援の卒業国である。また、マルタは2015年からはEDPから外れる予定である。従って、特殊事情のない国でEDP対象となっているのはフランスとスロベニアであり、この2カ国にはEU委員会からは是正勧告が採択されている。

¹⁴ オランダ大統領は、2012年5月の就任時点で、フランスの財政赤字を2012年-4.5%、2013年-3%、2014年-2.3%、2015年-1.6%、2016年-0.8%、2017年0%と見通していた。

(イ) イタリアの予算案

イタリア(同第3位)の財政赤字はすでに3%以内であるが、公的債務がGDPの60%を超えているため(現在135%でギリシャに次いで高い)、財政ルールでは構造的赤字を2015年までにゼロにする必要があり、委員会からは2014年及び2015年の構造赤字を0.7%改善することを求められていた。しかし、当初提出した政府案では、経済回復の遅れを理由に2015年につき0.1%の改善しか示さず、構造赤字のゼロ目標を2017年まで2年間延長していた。

(ウ) 前EU委員会の判断

このような財政ルールから逸脱した両国の予算案に対し、2013年5月に制定されたいわゆる「ツー・パック」により、EU委員会が予算案の見直し再提出を求めるかが注目された。もし再提出を求めれば、政治問題化するのは必至であった。両国は委員会と協議を行い、フランスは利払い費の削減とEU拠出の削減により36億ユーロ、税逃れの防止で9億ユーロを捻出し構造的赤字削減幅を0.5%とすること、イタリアも減税資金としていた33億ユーロを赤字削減に充て、これにより構造的赤字削減は当初の0.1%から0.3%に改善する修正案を出した。

これを踏まえ、委員会は、2014年10月28日、ユーロ圏各国が提出した2015年の財政赤字削減計画の中に、欧州連合(EU)の財政安定化に関する規定に大幅に違反している国はないとして、フランス、イタリアに対しても予算案の再提出を求めることはせず、最終判断を新委員会の判断に委ねた¹⁵。(新委員会は11月1日発足)

(エ) 財政規律を巡る主たる論点

財政規律重視派は、「財政ルールをユーロ圏各国が守ることはユーロの信認の基礎であり、ユーロの信認が揺らげば先のユーロ危機の時のように市民はその貯蓄の安全性に不安を抱き、さらにユーロ圏全体の経済システムが危険に陥る。現在、ユーロ圏経済の回復は弱く、再度のリスクの発生が危惧される中、ユーロ圏各国は信頼性のある経済財政政策を遂行し、ユーロへの信認を確保すべきであり、そのためには構造改革が重要な役割を果たす。」と主張している。メルケル首相も、EUへの信頼は各国の予算が健全であることに依存しており、ユーロ危機が完全に過去のものといえる状況ではないとの姿

¹⁵ 財政赤字改善の期間延長(フランスは3度目となる2年延長を求めている)にはドイツを含むユーロ各国の承認が必要で、承認されないと財政ルール上最初となる罰金の制裁手続きが始まることとなる。ユンカー新委員会にとっては最初の重要な決定となった。

勢を変えていない。ドイツのほか、北欧諸国、ユーログループ議長のダイセルブルーム・オランダ財務相も財政ルールがユーロ信頼のアンカーであることに同意とみられている。また、厳しい緊縮政策を続けているユーロ周縁国からは大国のためルールを緩めるのは二重基準との批判もある。

これに対し、経済回復重視派は、「経済の回復見通しが弱く、ユーロ圏は **triple dip** のリスクがあり、低成長から抜け出すことが不確実な中、重要なのは需要の創出であり、構造調整は中長期的には必要かつ重要であるが、短期的にはむしろ需要を減少させることもあるとして、足元の需要を創出させるためには、財政ルールの柔軟な運用が必要」と主張している。また、フランスは、余裕のある国（ドイツを意識）は回復の弱い経済を刺激する必要があると反論している。

（オ） ユンカー新委員会の判断

ユンカー新委員会がどのような評価を下すか注目される中、2014年11月28日、新委員会は2015年予算案に対する評価を公にした。その内容は、EDPの手続きにある国に対しては財政赤字及び構造赤字目標の観点から是正措置が進展しているか否か、それ以外の国についてはMTOに基づく進展がSGP及び国別助言（CSRs：Country Specific Recommendations）に沿っているかどうかを基に測定したとして、次のようにその評価を明らかにした。

ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スロバキア、アイルランドの5カ国については財政ルールへの重大な違反はなく、エストニア、ラトビア、フィンランド、スロベニア（EDP発動中で勧告も受けている）の4カ国の予算案はルールにほぼ沿っている。他方、マルタ、オーストリア、ベルギー、イタリア、フランス、ポルトガル、スペインの7カ国（このうち最後の3カ国はEDPの監視下にある）については財政ルールに抵触するリスクがある、と評価した。さらに、EU委員会は、財政ルール違反のリスクのある7カ国のうち、フランス（財政赤字が3%以上）、イタリア（政府債務残高が2015年に委員会見通しで133.8%に上昇）、ベルギー（政府債務残高が2015年に委員会見通しで107.3%に上昇）の3カ国については、それぞれの政府から11月21日に提出された改革実施を確認する書簡を踏まえ、今後どのような改革の成果が現れるかより多くの情報を踏まえる必要があるとして、この3カ国が財政ルールに違反しているか否かの判断を2015年3月まで延期した。また、フランスについては2014年予算の赤字削減につき現段階で十分対策を取っていないと厳しく評価し、もしフランスが2013年6月に約束した措置を2014年中に取っていないと2015年3月に判断されれば、フランスはEDP監

視中ですでに勧告も受けていることから 42 億ユーロの罰金を科される可能性がある、と警告した。(イタリアとベルギーについては直ちに罰金とはならない。両国への懸念は 2015 年予算に関するものである)¹⁶。

(カ) 委員会の評価後の反応

ドイツのショイブレ財務相は、EU 委員会の公表を受けて、ユーロ加盟国の国家予算が財政ルールに沿っていない場合、EU の執行機関である委員会が拒否権を発動できるようにする必要があるとの考えを改めて示し、ユーロ圏は財政規律の改善に向け一致団結していることを示す必要があり、委員会の提言には拘束力を持たせる必要があると述べた。また、ドイツ連邦銀行のバイドマン総裁は、フランスなど 3 カ国に 2015 年 3 月のまでの猶予を与えた委員会の決定を、基本的な構造問題に資しないと批判している。

EU 委員会の公表後、2014 年 12 月 8 日に開催されたユーログループ会合(ユーロ圏財務相会合)では、「(現在の改正された財政ルールは) 確立された手段となっており、ユーロ圏の経済・財政政策を評価し、指導する重要な機会となっている。(ユーログループは) 委員会の見解、分析に同意する。(フランス、イタリア、ベルギーへの評価を 2015 年 3 月まで延期したことを受けて) SGP の財政ルール遵守のため必要な手順を取ることを委員会に委ねる (trust)」とプレスリリースで述べている。

これに対し、フランスのサパン財務相は、FT 紙へのインタビュー記事(2014 年 12 月 9 日)で、「委員会は国別の予算に焦点を当てるよりもユーロ圏全体のマクロ経済状況をよく見る必要がある。問題はいかに経済成長を図るか、低インフレに立ち向かうかである。ドイツは、投資増大により成長を促進する責任がある。2014 年 10 月に提出した以上の追加的な改革、削減はない。フランスは 2014 年に効果的な政策を実施し基準に沿っている。これを説明する責任はフランスにあるしそのつもりである。2015 年についても 10 月に行った譲歩以上のことはしない。」と強硬な姿勢を示している。

ユーロ圏で第二の経済国であり、ドイツとともに EU の経済統合、ユーロの推進に中

¹⁶ モスコビシ経済担当委員(フランス出身)は「一方でルールを規定通り適用するが、他方で最終データが明らかになれば議論のありうる決定を強いて(現時点で)下したくない」と説明しているが、2014 年 11 月 21 日のバルス首相の書簡では、2014 年春に比べると経済状況は予想以上に悪く計画通り赤字削減を達成することは困難と述べ、すでに示されていた改革を採択する時期を明示しているだけで新たな歳出カットはない、と言われている。2013 年の決定では、2015 年に赤字を 3%以下にし、そのため 2014 年、2015 年に効果的な施策を取るようになっていた。委員会では、健康保険支出、年金、税制改革で見るべき努力をしていないと評価し、構造的赤字に関しても 2014 年及び 2015 年に 0.8%改善するとの委員会の要求に対し、フランスは 2014 年に 0.5%、2015 年はゼロと主張し、委員会の要求水準をはるかに下回っている状況である。なお、モスコビシ担当委員を監督する立場にあるカタイネン副委員長は、ルールは厳格に解釈すべきであり、その枠組みを損なうものであってはならないとかねて主張している。

心的役割を果たしてきたフランスが、財政ルールに基づく制裁を課されるとなれば、フランス政府の反発はもとより、フランス国内での EU 懐疑派の勢いを増すことにつながることは十分予想される。他方、財政ルールを緩めるとなれば、ドイツをはじめとする財政規律重視派には容認しがたいこととなる¹⁷。

2015 年 3 月までの時間稼ぎをしたが、どのような最終結論を出すか、ユンカー委員会としては依然難題を抱えたことに変わりはない。

(3) ユンカー委員長の投資計画

ユンカー新委員長は、その就任に際し、経済活性化及び雇用改善が最優先課題であるとして¹⁸、今後 3 年間に 3000 億ユーロの投資計画を提案すると言明した(参考資料 4 (2)

(i) 参照)。主な投資先としては、①ブロードバンド、エネルギーネットワーク、交通のインフラ整備、②教育、研究開発、イノベーションへの投資、③再生可能エネルギー、エネルギー効率向上の投資、④若年者の雇用増大に資するプロジェクト、を挙げた。

EU において、経済回復と雇用の増大、そのための需要の創出が課題であることは一致して認められているが(参考資料 4 (1) 参照)、問題はその政策手段であり、特にその財源をどうするかが焦点となっていた。ドイツは新たな資金拠出に消極的で、フランスやイタリアも余裕がない状況下、ユンカー新委員長自身も提案する投資計画は安定・成長協定 (SGP) 枠内で行ない新たな公的債務は生じさせないと表明していた。欧州投資銀行 (EIB) の活用が前提となっていたが(現在の EIB の融資残高は 700 億ユーロ)、EIB はリスクの高いプロジェクトに融資してそのトリプル A の格付けに影響することを懸念しており、結局、民間資金をどれだけ引き出すかがポイントとなっていた。

(ア) 新投資計画の内容

11 月 26 日、ユンカー委員長は、公約となっていた投資計画を発表し、欧州議会、理事会などに提出した。これによると、EU 予算から 160 億ユーロ、EIB から 50 億ユーロの計 210 億ユーロの資金で「欧州戦略投資基金 (EFSI : European Fund for Strategic Investment)」を新たに創設する。これを EIB が市場から新規に調達する資金の保証として活用することにより 3 倍の 630 億ユーロの投資資金が生まれると想定し、さらに、他

¹⁷ イタリアのパドアン経済相は、「EU 委員会は「特殊な状況」(深刻な不況、他方構造改革は実施に移されている)によりイタリアが構造赤字の削減に遅れが生じていることを認め、時間的猶予を与えた」と一定程度評価した発言をしている。

¹⁸ EU 委員会資料によると、ユーロ危機後、EU 内での投資は 2007 年のピークから 6 年間で約 15%減少した。もっとも大きな影響を受けたのが、ギリシャ (-64%)、アイルランド (-39%)、スペイン (-38%)、ポルトガル (-36%)、イタリア (-25%) である。

の民間投資家などが参加することにより投規資金資模は5倍、つまり3150億ユーロの投資が行われると見込んでいる。この投資計画の眼目は民間資金の呼び水となることにある¹⁹。

投資先としては、これまでEIBが手掛けていない比較的高リスクの長期投資（前述のユンカー提案のプロジェクトを想定）、およびSMEs（中小企業）や中堅企業（mid-cap companies、従業員250人から3000人）への金融アクセス向上を支援するものとし、今後、EU委員会とEIBでタスクフォースを作り投資先リストを作成することとしている²⁰。

（イ）反応

フランスのマクロン経済相は、EU経済には600～800億ユーロのリアルマネーが必要と提言していたが、ユンカー委員長の計画では、財政規律に配慮して新たな公的債務が生じることを避けリアルマネーはほとんど含まれていない。ニューマネーがないとの批判に対し、ユンカー委員長は、今必要なのは「新規スタート（による投資環境の改善）と新規投資である」と弁明している。

また、2年前、バローゾ委員長が経済刺激策として同じようなスキームの1200億ユーロ規模の投資計画を実施したが、効果は明確でなかった。それと同じことになるのではないかとの懸念に対し、この投資計画の責任者であるカタイネン副委員長は、市場には十分流動資金があるが、信頼が置け十分に計画された投資先がないのをこの投資計画で埋めることができると計画の有効性を説明している。

（ウ）今後の予定

2014年12月18日のEU首脳会議でユンカー委員長の計画に対し大筋承認が与えられたことを踏まえ、EU委員会は2015年1月中に法制面の提案を行い、2015年6月の採択、計画の始動を想定している。

¹⁹ ユンカー委員長は、EFSIへの各国の資金拠出も歓迎するとし、その場合、その拠出額は財政ルール上赤字に含めないとも言及している。なお、乗数効果として15倍を見込んでいることに対し、EU委員会の資料では、2012年のEIBの増資による投資の乗数効果は18倍であることなどを挙げて、決して高くないと説明している。

²⁰ 12月9日のECO/FINプレスリリースによると、加盟各国からは1.3兆ユーロに達する2000件のプロジェクトがすでに提案されている。これらを含め、EFSIの目的に沿ったプロジェクトのリスト作成をタスクフォースに求めている。

3 経済政策を巡る議論は EU 統合を進めるか？

現在、EU 各国政府が実施している、あるいは実施を迫られている緊縮政策や構造改革に対しては、その具体的成果がなかなか一般市民に感じられない、あるいはそれによる生活の困窮によりいわゆる「改革疲れ」の感情が強まっており、欧州議会選挙で示された反ユーロ、反緊縮政策を掲げる政党がその後もさらに支持を伸ばしている。ギリシャでは急進左派連合 Syriza、スペインでは 2014 年初に設立されたばかりの急進左派 Podemos が既存の主要政党を凌駕する勢いになっている。また、イタリアでも、主要野党である Northern League、ベルルスコーニ元首相が率いる Forza Italia、五つ星運動 (Five Star Movement) がいずれも反ユーロを掲げている。欧州議会で躍進したフランスの FN をはじめ他の極右、極左も反ユーロである。ドイツでさえも AfD のように、ユーロシステムの下での負担増を懸念して反ユーロを主張する政党が支持を伸ばしている。EU 統合の象徴である単一通貨ユーロが、その価値を保持するための政策を実施することにより、かえってそのマイナス面が意識されるような状況になっている。

これに対し、政策の責任者であるリーダー達はどのような回答を用意できるのであろうか。経済政策の方向性に EU 主要国間で食い違いが目立つようになり、このことが政治・経済の両面において EU の将来、ユーロの将来に、かえって不安材料を増すことになりかねない状況が懸念される。

市民の不安、各国リーダーたちの意見の相違を、EU 統合というより幅広い観点からいかに止揚していくかが再び課題になってきている。

2014 年 9 月 1 日付 FT 紙への寄稿で、ドイツのショイブレ財務相と CDU の前外交スポークスマンのラメール氏は、21 世紀の課題に対応するために理想的には政治同盟が必要であり、これは戦後の当初からの考え方でもあったとして、以下のように提言した。

「1954 年、フランスが欧州防衛共同体 (European Defense Community) を批准できず、経済協力の焦点が移った。1994 年には憲法の必要性と統合への道の各国の事情を顧慮した弾力性を Reflection on European policy で議論し、その中で、統合を推進するコアの必要性を確認し 1999 年の通貨連合で実現した。この時、政治連合が先か通貨連合が先かも議論があり、結局、通貨連合から始めて参加各国が守るべき安定・成長協定を作成したが、フランス、ドイツはこれを遵守せず悪例を残した。通貨危機から脱出しようとしている今日、EU のコアに焦点を当て、補完性の原則に沿って責任を分配する必要がある。EU のコア機関の権限を再検討し、委員会の予算担当委員は我々が同意したルールに従わない場合はその予算案を拒否できるようにする。また、ユーロ圏の国の欧州議会議員のみによるユーロ圏議会の創設も検討する。しかし各国は主権を移譲することに

消極的で、この結果、不十分かつ権限の限られた手段と機関で EU 計画を進めていかざるを得ない。今後、成長と雇用の促進が重要な政策課題となるが、このためには健全な公共財政、金融市場の規制、労働市場の改革、域内市場の深化、汎大西洋自由貿易協定（FTA）の締結、税金競争の規制、エネルギー連合、デジタル連合の建設が課題となる。これらの実現のため、さらに統合を進める少数の国によるコアの協力体制の構築が必要である。」

この提言では、いわゆるツー・スピード・ヨーロッパを具体的に提示し、コアの国による統合の推進を強調している。

ECB 理事のビスコ・イタリア中央銀行総裁も、「EU 加盟国がインフラ投資から研究開発、治安、防衛まで幅広い分野で資金を拠出し共同の予算を編成すれば、得られるものは大きい」（2014 年 10 月 18 日の講演）と述べ、EU が「政治同盟」を目指すべきとの考えを示し、さらに、ユーロ圏の経済問題は投資家の間で依然ユーロ圏の崩壊が懸念されていることに関係しているとし、「こうした懸念をどうしたら払しょくできるか。それは、この同盟が後戻りできないものであると人々に理解させることだ」と語っている。

ECB のドラギ総裁も、ユーロ圏が分裂する懸念を払しょくするには、EU に各国の財政政策、構造改革により権限を与える必要がある（経済・財政連合）と繰り返し発言している²¹。

政策責任者の中では、財政統合、政治統合への意見が多く見られるが、ポイントは、ドイツがどこまで本気で財政統合を考えるかである。メルケル首相が財政主権を手放し EU の一つの州としての権限しか持たないことを認めるとは容易に考えにくい。フランスも、国内における EU 懐疑派の勢力伸長を見れば、財政主権を手放すことにはなりそうにない。

結局、ユーロという単一通貨の価値の維持・保存が持つユーロ圏各国の経済にとっての重要性、また、一般市民にユーロのもたらす利便性とその価値を守るために必要となるコストをいかに納得的に説明できるか、他方、各国の歴史、独自性をどこまで勘案するか、という古くて新しい問題が依然課題となっている。再びユーロに大きな危機が起きるのでない限り、遠い将来はともかく近い将来においては、財政ルールの着実な実施、強化といった漸進的な道を進まざるを得ないのであろうか。

²¹ ドラギ総裁の発言については、金融政策の統合のみでは経済状況の回復には不十分であるとの警告と、構造改革が統一に行われれば、国債購入による金利低下が構造改革努力を後戻りさせることになりかねないとのドイツの懸念を払しょくできるという思惑の両面があると見られている。

(参考資料1) 欧州議会選挙(2014年5月)の結果

1. 各派の獲得議席数

党派名	獲得得票率	獲得議席数
欧州人民党 EPP (ア参照) Group of the European People's Party	29.43	221
社会民主進歩同盟 S&D (イ参照) Group of Progressive Alliance of Socialists and Democrats in the European Parliament	25.43	191
欧州保守改革グループ ECR (ウ参照) European Conservatives and Reformists	9.32	70
欧州自由民主連盟 ALDE (エ参照) Alliance of Liberals and Democrats for Europe	8.92	67
欧州統一左派・北欧緑左派同盟 GUE/NGL (オ参照) European United and Left/Nordic Green Left	6.92	52
緑の党・欧州自由連合 Greens/EFA The Greens/European Free Alliance	6.66	50
自由と民主主義の欧州 EFDD (カ参照) Europe of Freedom and direct democracy Group	6.39	48
無所属、その他 NI (キ参照) Non attached Members-Members not belonging to any political group	-	52

(資料) 欧州議会 HP より作成。

(参考)

(ア) EPP(中道右派)の主要メンバーとしてドイツのCDU/CDS、フランスのUMPが入っている。なお、その民主的姿勢に問題があると批判されているハンガリーのオルバン首相が率いるFidesz、ベルルスコーニが率いるイタリアのForza ItaliaもEPPに所属している。

(イ) S&D(中道左派)にはドイツのSDP、英国の労働党が入っている。SDP出身のシュルツ氏は欧州議会議長に再選された。

(ウ) ECR(反ユーロ、反移民)には2009年にEPPから分かれた英国の保守党、ドイツのAfD、フィンランドの真正フィン党などが参加している。

(エ) ALDE(リベラル)はEU統合推進派のフェルホフシュタット元ベルギー首相が党首。

(オ) GUE/NGL には、ギリシャの急進左派連合などが参加。

(カ) EFDD (反移民、反 EU) には、英国の UKIP、イタリアの Five Star、スウェーデンの民主党などが入っている。

(キ) フランスの Front National (23 議席を獲得) および FN と提携していたオランダの Freedom Party は、NI に分類される。議席数は会派結成の条件 (25 人以上) を満たしたが、国数で 5 カ国の党としか連携できず会派結成の条件 (EU 加盟国の 4 分の 1 以上、現在 7 カ国以上) を満たせなかった。極右のハンガリー Jobbik、ギリシャ Golden Dawn も NI に分類されている。従って、これら右翼、極右政党の欧州議会での影響力は限られたものとなると見られている。

2. 今回初めて主要政党が EU 委員長候補を立てて有権者にアピールしたが、投票率は 42.54% と前回 43% をも下回り過去最低であった (過去最高は、1979 年に当時の 9 カ国で行われた第 1 回目の 61.99%)。

3. 選挙結果が出た当初は、各国に衝撃が走った。EU 懐疑派とみなされる ECR、GUE/NGL、EFDD に加え NI に分類されるフランスの FN などの右翼を合わせると 220 議席以上を占める (751 議席の約 3 割)。ただし、親 EU 派である主要政党である中道右派、中道左派、自由党は議席を減らしながらも議会の多数 (3 会派合計で、751 議席中 479 議席) を占め、欧州議会の構造を根本的に変えるまでには至らなかったことが理解されるにつれ、冷静さを取り戻し、選挙により示された市民の問題意識にいかに対応するかが課題となってきた²²。

4. 選挙結果は、当面、EU レベルよりも各国国内政治で大きな影響を与えている。フランス、英国はもとより、反移民の極右政党人民党が第 1 位となったデンマーク、人種差別政党と批判される Jobbik が第 2 位となったハンガリーでの今後の政策への影響が懸念される。

²² 欧州連合 (EU) は、選挙結果判明後の 2014 年 11 月 27 日、ブリュッセルで非公式首脳会議を開き、今後の対応を協議し、政策の優先事項の中心に経済成長や競争力強化、雇用創出を据えることで一致した。欧州議会選挙で反ユーロや反移民を掲げる EU 懐疑派に躍進を許した事態を受け、有権者の期待に応える必要があると判断した。

5. 主な国の状況

(1) フランス

国民戦線 (FN : Front National) が 25%弱を獲得し、保守の国民連合運動 (UMP) (21%弱)、与党の社会党 (PS) (14%弱) を抑えて第一党となる。反移民、反ユーロの声に対し政権がいかに対応するかが課題となっており、フランスのバルス首相は FN の躍進、社会党の第三党への転落を政治的「地震」と表現し、経済を刺激するため減税を行うと提案。

(2) 英国

英国独立党 (UKIP) が 27%近くを得票し、労働党 (25%弱)、保守党 (23%強) を抑え第一党になる。EU からの離脱運動にさらに拍車がかかるのではないかと、キャメロン首相の選択の幅が狭まる、と懸念されている。

(3) イタリア

政権与党の中道左派民主党 (PD) が反体制を訴えた五つ星運動 (Five Star Movement) を抑え勝利した。ベルルスコーニの中道右派 Forza Italia は第 3 位に転落。レンツィ首相は政権基盤を固めた、と見られている。

(4) ドイツ

保守系与党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) が 35%強、社会民主党 (SPD) が 27%強とそれぞれ第一党、第二党の座を守ったが、反ユーロを掲げたドイツのための選択枝 (AfD) も 7%強の得票を得て初めて議席を獲得した。ネオナチの国家民主党も 1%の得票を得て、初めて 1 議席を獲得した²³。

メルケル首相は、「選挙結果は残念。国民の失望を反映して EU 懐疑派、右翼が伸長した国では、成長促進、雇用増大、競争力回復の政策を取り市民の支持を取り戻す必要がある」と述べ、「市民の関心は条約改正するかしらないかではなく、(いくつかの国での高い失業率を念頭に) 欧州が彼らの生活に変革をもたらすことができるかである」とコメントしている。

(5) デンマーク

反移民の人民党が第一党になる。

(6) ハンガリー

人種差別主義、ファシズムと批判されていた極右の Jobbik が 14.6%獲得し第二党となる。

²³ ドイツでは、欧州議会選挙において議席獲得に必要な得票上限を撤廃したことによる。

(7) オランダ

反イスラム、ユーロ懐疑派のオランダ自由党 (PVV) は第三党にとどまり、予想されたほどには伸びなかった。

(8) ギリシャ

急進左派で反緊縮政策の Syriza が 26%強を獲得し、与党の新民主主義党 (ND) (23%弱) および全ギリシャ社会運動 (Pasok) (the Elia alliance、8%) を抑え第一党になる。また、極右のネオナチ政党黄金の夜明け (Golden Dawn) が 9%強の得票で第 4 位に躍進する。金融支援の条件であるトロイカの歳出削減策への反感が反映されたと見られる。連立与党の政権安定性が課題となる (議会では、300 議席のうち与党は現在 155 議席でかろうじて過半数維持)

(9) スペイン

二大政党である政権与党の国民党と野党第一党の社会労働党が 1 位と 2 位を占めスペインに割り当てられた議席の過半数を維持したが、両党とも前回選挙時よりも得票数を大きく減らした。2014 年初に結成されたばかりの反既成組織をスローガンとする Podemos が 8%を獲得し第 3 位に躍り出る (GUE/NGL に参加)。

(参考資料2) 新 EU 委員会委員 (駐日欧州連合代表部の HP より)

委員長： ジャン=クロード・ユンカー (ルクセンブルク)

委員：

ヴィテニス・アンドリュカイティス (リトアニア)：保健衛生・食の安全担当
アンドルス・アンシプ (エストニア)：副委員長／デジタル単一市場担当
ミゲル・アリアス・カニェテ (スペイン)：気候行動・エネルギー担当
ディミトリオス・アヴラモプロス (ギリシャ)：移民・内務・市民権担当
エルジビエタ・ビェンコフスカ (ポーランド)
：域内市場・産業・起業・中小企業担当
ヴィオレタ・ブルツ (スロベニア)：運輸担当
コリナ・クレツ (ルーマニア)：地域政策担当
ヴァルディス・ドムブロフスキス (ラトビア)：副委員長／ユーロ・社会的対話担当
クリスタリナ・ゲオルギエヴァ (ブルガリア)：副委員長／予算・人的資源担当
ヨハンネス・ハーン (オーストリア)：欧州近隣政策・拡大交渉担当
ジョナサン・ヒル (英国)：金融安定・金融サービス・資本市場同盟担当
フィル・ホーガン (アイルランド)：農業・農村開発担当
ヴェラ・ヨウロバー (チェコ)：法務・消費者・男女平等担当
ユルキ・カタイネン (フィンランド)：副委員長／雇用・成長・投資・競争力担当
セシリア・マルムストロム (スウェーデン)：通商担当
ネベン・ミミツァ (クロアチア)：国際協力・開発担当
カルロス・モエダス (ポルトガル)：研究・科学・イノベーション担当
ピエール・モスコビシ (フランス)：経済金融問題・税制・関税担当
ティボル・ナヴラチチ (ハンガリー)：教育・文化・青少年・スポーツ担当
ギュンター・エッティンガー (ドイツ)：デジタル経済・社会担当
マレシュ・シェフチョビチ (スロバキア)：副委員長／エネルギー同盟担当
クリストス・ステリアニデス (キプロス)：人道援助・危機管理担当
マリアンヌ・ティッセン (ベルギー)：雇用・社会問題・技能・労働力の移動担当
フランス・ティーマーマンス (オランダ)
：第一副委員長／より有効な規制・機関間関係・法の支配・基本権憲章担当
カルメヌ・ヴェッラ (マルタ)：環境・海事・漁業担当
マルグレーテ・ヴェスタエアー (デンマーク)：競争政策担当
フェデリカ・モゲリーニ (イタリア)：副委員長／EU 外務・安全保障政策上級代表



European
Commission



**JEAN-CLAUDE
JUNCKER**
PRESIDENT-ELECT



**FRANS
TIMMERMANS**
FIRST VICE-PRESIDENT



**FEDERICA
MOGHERINI**
HIGH REPRESENTATIVE



**KRISTALINA
GEORGIEVA**
VICE-PRESIDENT



**ANDRUS
ANSIP**
VICE-PRESIDENT



**MAROŠ
ŠEFCOVIC**
VICE-PRESIDENT



**VALDIS
DOMBROVSKIS**
VICE-PRESIDENT



**JYRKI
KATAINEN**
VICE-PRESIDENT



**GÜNTHER
OETTINGER**



**JOHANNES
HAHN**



**CECILIA
MALMSTRÖM**



**NEVEN
MIMICA**



**MIGUEL
ARIAS CAÑETE**



**KARMENU
VELLA**



**VYTENIS
ANDRIUKAITIS**



**DIMITRIS
AVRAMOPOULOS**



**MARIANNE
THYSSEN**



**PIERRE
MOSCOVICI**



**CHRISTOS
STYLIANIDES**



**PHIL
HOGAN**



**JONATHAN
HILL**



**VIOLETA
BULC**



**ELŻBIETA
BIENKOWSKA**



**VĚRA
JOUROVÁ**



**TIBOR
NAVRACSIKS**



**CORINA
CREȚU**



**MARGRETHE
VESTAGER**



**CARLOS
MOEDAS**

#teamJunckerEU



(参考資料3) 財政規律強化の経緯

2002年に11カ国で本格的に実施に移された単一通貨ユーロの導入(1991年1月に決済通貨として導入され、2002年1月から各国通貨に代わってユーロ紙幣・コインが流通を始める)は、当初から制度的な欠陥を抱えていると懸念されていた。金融政策はECBにより統一的な運営がなされるようになったが、金融機関の監督は各国主権の下に置かれ、財政政策についてもユーロの信認を確保するため財政同盟の必要性が認識されながらも各国の主権に委ねられた。

ただし、その補完として、財政赤字是正の手続きとして「安定・成長協定(SGP: Stability and Growth Pact)」がユーロ導入を控えた1997年6月のアムステルダム首脳会議で採択されていた。これは、「欧州理事会決議」と「財政とマクロ経済政策の相互監視」及び「過剰な財政赤字是正手続き(EDP: Excessive Deficit Procedure)」に関する規則からなる。対GDP比で財政赤字3%及び政府債務残高60%を基準に、委員会が違反を認めた場合EU経済・財務相(ECOFIN)理事会に当該国への是正を求める決議を促し、ユーロ導入国の場合には、過剰な財政赤字是正を求める「勧告」、勧告への取り組みが不十分な場合は「警告」を決議し、なお対応が不十分なら罰金を含む「制裁」を課す仕組みであった。

しかし、この仕組みは、意思決定手続に問題があり、財政赤字基準違反の国が相次いだ。ドイツは2005年まで4年連続3%を超過しており、フランスやイタリアも違反を繰り返した。EU委員会がEDPの手続を進めようとしたがEU経済・財務相(ECOFIN)理事会は拒否し、放漫財政がユーロ圏を脅かすことを未然に防げなかった。

ユーロ主要国の対GDP比財政赤字と公的債務残高の推移

		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
ドイツ	財政収支	-3.9	-4.1	-3.7	-3.3	-1.5	0.3	0	-3	-4.1	-0.9	0.1	0.1
	債務残高	59.2	62.9	64.6	66.8	66.3	63.5	64.9	72.4	80.3	77.6	79	76.9
フランス	財政収支	-3.1	-3.9	-3.5	-3.2	-2.3	-2.5	-3.2	-7.2	-6.8	-5.1	-4.9	-4.1
	債務残高	59.8	63.9	65.5	67	64.2	64.2	67.8	78.8	81.5	85	89.2	92.2
イタリア	財政収支	-3.1	-3.6	-3.6	-4.2	-3.6	-1.5	-2.7	-5.3	-4.2	-3.5	-3	-2.8
	債務残高	101.9	100.4	100	101.9	102.5	99.7	102.3	112.5	115.3	116.4	122.2	127.9

(資料) Eurostat より作成

このため、経済ガバナンス強化が課題となり、2005年のルール見直しでは、財政赤字と債務残高の基準を維持しつつも、各国事情に応じた中期財政目標（MTO：Medium term Objective）の設定を認め、また景気循環や一時的要因を除いた構造的財政収支赤字の上限をGDPの1%とする新たな基準を導入した。

しかし、2008年9月に発生したリーマンショック後の世界的な景気後退の中、2009年9月にギリシャの財政赤字が公表数字よりかなり大きいことから始まったユーロ危機は（ギリシャへの金融支援は2010年5月に第一次、2012年2月に第二次の2回）、アイルランド（2010年11月）、ポルトガル（2011年4月）に広がり、さらにはキプロスが金融支援（2013年3月）を受ける事態となった。この間、金融セクターの脆弱性がマーケットの攻撃の対象となったスペインでは2012年8月に金融セクターに限った支援を受けている。

ユーロ圏ではこのような中、銀行同盟の議論²⁴とともにユーロの信認確保のためさらなる経済・財政規律の強化の必要に迫られた。2011年初には「ヨーロッパ・セメスター」を導入し、前半にEU委員会がEU各国の財政政策と構造改革計画を分析・提言し、実行を監視する仕組みが始まった。（年後半は、ヨーロッパ・セメスターで合意を得た政策を実行に移す「ナショナル・セメスター」である。）

ヨーロッパ・セメスターの政策調整に法的拘束力を持たせるEU法の発効は3段階で進展した。（3段階目が発効したのは2013年5月であり、ヨーロッパ・セメスターによる政策調整が完全な形で始まったのは2014年度のサイクルからとなる。）

第1段階は、2011年11月の「シックス・パック（Six pack）」の発効である。5つのEU規則と1つのEU指令からなり、SGPの再修正を中心とする財政規律の強化、マクロ経済監視・協調の新たな手続き「マクロ経済不均衡是正手続き（MIP：Macroeconomic Imbalance Procedure）」が定められた。債務残高につき「直近3年間で60%からの乖離分の20分の1以上を年平均で引き下げる」との基準を設定した。ただ、この基準違反に対し直ちにEDPの対象とせず総合判断による猶予の余地を認めた。

2013年1月には、第2段階として、「経済通貨同盟における安定、調整及び統治に関する条約（TSCG：Treaty on Stability, Coordination and Governance）」が、英国とチェコを除く25カ国の政府間協定として発効した。シックス・パックを強化・補完し、①構造財政収支赤字の上限1%が認められるのは政府債務残高が60%以下で持続可能性リスクが低い国のみとし、他は0.5%とする、②この財政均衡ルールを条約発効から1年以内に憲法ないしこれと同様の国内法に取り入れる、③EDPの基準違反に対し是正手続の

²⁴ 銀行同盟の議論については、(資料)「ヨーロッパ統合の課題と挑戦」内の参考1を参照。

発動を自動化する（ただし、特定多数決で反対決議があった場合は適用除外とする例外規定あり）、ことを主な内容とした。

最後に第3段階として、2013年5月に「ツー・パック（two pact）」として2つのEU規則が発効した。ユーロ導入国だけが対象で、経済監視・調整・統合と収斂の強化を目的とする。まず、次年度の予算案を事前に審査し、過剰な財政赤字是正をより確実にするプロセスを導入した。ヨーロッパ・セメスターで各国から提出された資料に基づき委員会が作成した国別勧告(CSRs)と10月中旬に各国から提出される予算案を検討し、重大な乖離がある場合2週間以内に修正を求める「意見」を表明し、3週間以内に修正案の提出を求めることができる権限が新たにEU委員会に与えられた。EDPが適用されている国は、その未達成が見込まれる場合、対策の報告を求める「勧告」を発するプロセスが加わる。欧州安定メカニズム(ESM)、IMFなどの「マクロ経済調整対象国」はヨーロッパ・セメスターによる監視と政策協調の対象外とし、卒業国は少なくとも支援額の75%が返済されるまで「ポスト・プログラム・サーベイランス」をして監視下に置くことが明文化された。

(参考資料4) EUの今後5年間の優先課題

(1) EU首脳理事会(2014年6月27日)で採択された優先課題

(ア) 総論

景気回復の兆候はあるが、失業なかつく若年の失業率は大きな懸念事項であり、また、各国毎の不均衡が拡大している。デジタル時代においては、イノベーション、技術、および市場の競争を想定し適応していくことが繁栄のカギであるが、他方、自然資源の稀少性、エネルギーコスト、気候変動の影響は大きなチャレンジであり、また、欧州の現在のエネルギー依存状況は不安定である。他方、最近顕著になっているラディカリズム、極端な政治・社会行動は世界の脅威となっており、EUの境界における地政学的安定はもはや当然ではなくなっている。人口高齢化は現在の社会保障制度に課題を投げかけ、不規則な移民には共同した対応が必要となっている。

EUは、補完性と比例に原則に従い、国レベルでより良くできる分野には介入しない。

(イ) 各論

(i) 雇用、成長、競争力

低成長、高い失業率、不十分な公的・民間投資、マクロ経済不均衡、公的債務、競争力の欠如が課題となっており、「安定・成長協定(財政ルール)」を尊重し、現在認められている弾力条項を活用しつつ、構造改革を継続していく。

— 単一市場の潜在力を活用；物、サービスの域内市場の完成と2015年までのデジタル単一市場の完成

— 起業環境と雇用創出の促進

— 交通、エネルギー、通信、エネルギーの効率化、イノベーション、研究、技術、教育への投資需要への対応。EU構造基金のフル活用。公的資金とともに民間資金の活用。長期投資計画に対してはEIBのような開発金融手段の活用

— EUの生産投資地域としての魅力を強化し、国際的貿易協定交渉の終結、とりわけ、2015年までにTTIPの締結。

— EMUを強化し、より安定・成長要因を強靱にするため、ユーロ地域のガバナンス強化、政策協調の強化。非ユーロ国への開放性の維持。

(ii) 市民の権限を強化し保護するEU

市民は、彼らの利益を保護し、脅威から守り、かつ、彼らのアイデンティティや帰属意識を尊重することを求めている。社会保障に責任を有する加盟各国の権限を尊重する。

— 才能や人生のチャンスを発揮する機会を確保し、若年失業率の低減を図るため、近代経済活動に必要とされる技術、生涯学習の促進、労働力や技術のミスマッチがある分野での労働力移動の促進、基本的自由の保護（EU 市民の他の加盟国への自由な移動、居住、労働の権利）、不正な利用や不法な請求への対応を行う。

— 公正の確保、とりわけ税金回避や税不正への対応

— 格差是正に対応するためのセーフティーネットの保障

(iii) 気候変動への対応を含めたエネルギー連合へ向けた行動

— 地政学的事象、世界的なエネルギー競争、気候変動のインパクトはこれまでのエネルギー、気候政策への再考を促している。石油、ガスへの過度の依存は維持できない。エネルギー連合の構築を目指す。エネルギーの効率向上は不可欠でありクリーンエネルギーも不可欠。

— 企業、市民に入手可能なエネルギーの確保のため、エネルギー効率の向上、統合された市場の完成、交渉力の強化、ガス市場の透明性の向上、研究開発の促進

— エネルギー供給ルートの多様化の促進、再生可能エネルギー、安全、持続可能かつ自国で生産できるエネルギーの促進を図る。

— グリーンエネルギー促進のため、UN の COP2015 を念頭に、意欲的な 2030 目標を設定（EU の 2050 目標に沿って）し、地球温暖化対策をリードする。

(iv) 自由、安全かつ正義の EU

— 市民は、基本的人権、法の支配を尊重し、正義、保護、公正の確保を政府に求めている。国境をまたぐテロ、組織犯罪は、EU レベルでの協力強化が必要。EU 内の国境をまたいで勉強し、働き、結婚をし子供を持つケースが増加しており、EU レベルでの正義も不可欠。増加している EU 外からの移民への対応も必要。

— 特定の技術や魅力的才能の不足への対応、第三国との協力を通じ非正規移民への断固たる対応、移民政策の許可を通じた必要とする保護の提供による移民のより良い管理。

— 人身売買、サイバー犯罪の抑圧、腐敗への戦い、テロやラディカリズムへの戦いの強化。他方、個人情報の保護を図る。

— EU 各国間で異なった司法制度間のかげ橋を構築し、Eurojust を含め共通ツールの強化、裁判判決の相互承認による司法協力改善。

(v) 強力なグローバルアクターとしての EU

戦略的地政学的环境が、EU の東部および南部だけでなく、急速に変化している。世界的課題への EU の関与が、その利益を保護し市民を保護するためにも必要。

- EU の影響力の最大化
- EU と接する国、欧州大陸、地中海諸国、アフリカ、中東において安定、繁栄、民主主義を促進する際の強力なパートナーとなる。
- 米国など汎大西洋諸国とは、貿易、サイバーセキュリティー、人権、紛争回避。核不拡散、危機管理で戦略的に連携する。
- NATO を補完して共通安全防衛政策の強化。

(2) ユンカー新委員長の 10 項目の政策課題

(2014 年 7 月 15 日、欧州議会における承認時の表明などにより整理)

(i) 雇用、成長、投資の促進

実体経済における民間投資を刺激するため EU レベルでの公的資金の活用が必要。今後 3 年間で 3000 億ユーロの官民投資計画を提案する。EU における新規雇用の 85% を創出している SMEs に対する規制の軽減を図る。

(ii) デジタル単一市場の形成

デジタル単一市場を形成することにより、2500 億ユーロの追加的成長を創り出す。これにより、数 10 万の新規雇用、特に若年層の雇用を生み出す。

(iii) 将来を見通した気候変動政策と統合的な弾力的エネルギー連合の形成

EU エネルギー政策の改革、再編成により新たな EU エネルギー連合を形成する。エネルギー源を多様化し、一部の加盟国の過度のエネルギー依存を軽減する。また、地球温暖化に対し積極的な役割を果たす。

(iv) 産業基盤の強化とともにより深化しかつ公平な域内市場の強化

産業の GDP に占める割合を、現在の 16%以下から 2020 年までに 20%に戻す。他方、金融機関に対する EU 規制を補足し、資本市場連合の形成により実体経済への金融を改善する。また、域内市場の公平さを確保するため、税回避や脱税への対応を図る。

(v) より深化したかつ公平な経済通貨同盟の改革

経済的危機に陥ったユーロ参加国に対する支援のあり方を見直す。現在のトロイカ方式に替わり、EU 及び各国段階での議会の監視を強化した EU 諸機関をベースにしたより民主的規制及びより責任を明確にした体制にする。また、財政の安定性のみでなく、社会的影響をも評価した支援・改革プログラムを提案する。

(vi) 米国との合理的かつバランスのとれた FTA 交渉

米国と間で合理的かつバランスのとれた貿易協定を交渉する。その際、EU の安全、健康、社会およびデータの保護に関する基準を犠牲にすることはしない。

(vii) 正義及び相互信頼に基づく基本的権利の確立

国境をまたぐ人身売買、密輸、サイバーテロなどの組織犯罪、汚職、テロリズム、過激な行動に対し、EU 共通の責任として戦っていく。とりわけ、基本的権利、基本的価値の保障は重要である。デジタル時代におけるデータ保護は特に重要な基本的権利となっており、EU 域内で早急に法制を整備するとともに、EU 市民がこの権利を米国の裁判所でも行使できることが重要である。

(viii) 域外からの移民に対する新政策

最近の地中海における悲惨な事故（注；イタリア南部ランペドゥーザ島沖合での難民船が座礁し 366 人が死亡した事件）に鑑み、人道的見地を踏まえ、連帯の精神で 2 度とこのようなことが起きないようにする必要がある。EU がオーストリア、カナダ、米国と同様な魅力的な域外移民の対象となるよう合法移民に対する新たな EU 法制を促進する。非正規移民に対しては、第三国と協力し確固とした対応をとる。

(ix) ウクライナや中東における状況に鑑み EU としての外交防衛政策を強化する。

(x) 欧州議会との連携を強化しより民主的な EU の形成を図る。

(資料)

- － Commission takes steps under the Excessive Deficit Procedure 2 June 2014
- － Economic Governance Review 28.11.2014
- － Alert Mechanism Report 2015 28.11.2014
- － Communication from the Commission 2015 Draft Budgetary Plans: Overall Assessment
28.1.2014
- － An Investment Plan for Europe, 26.11.2014, COM (2014)903 final
- － この他、EU Commission, EU Council, European Parliament, Eurogroup の各 Home Page

- － 財政危機を教訓とするユーロ圏の新たな経済ガバナンス—成果と課題—
伊藤さゆり ファイナンシャル・レビュー 平成26年第4号 2014年9月
- － EUの経済・財政ガバナンスを強化するシックス・パックとツー・パックの概要
2013年8月 日本貿易振興会（ジェトロ）ブリュッセル事務所
- － ヨーロッパ統合の課題と挑戦～その拡大と深化を巡って～ 2014年4月24日
国際通貨研究所 国際経済金融論考
http://www.iima.or.jp/Docs/report/2014/no1_2014_j.pdf

- － The Economist 誌、FT、NYT、WST、Reuter、日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、
読売新聞の電子版

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2015 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>